
テキストとしてのカロリング期カピトゥラリア

フランク王国の統治におけるテキストの意義について

——シャルルマーニュ治世を中心に——¹

菊地重仁

〈ミュンヘン大学／東京大学〉

モヌメンタ・ゲルマニアエ・ヒストリカにて「カピトゥラリア」刊本の新版編纂計画を進めていたフベルト・モルデクによれば、「カピトゥラリア」とは「フランク君主に由来する立法的・行政的・教化的性格を備えた勅令、指令あるいは布告であり、多くの場合条項 (*capitula*) の連なりのかたちをとったもの」であると定義される²。カロリング期を研究するにあたっての基本史料の一つとして、「カピトゥラリア」は長らく研究対象であり続けてきた。しかし本稿の限られた紙幅では、研究者たちにより従来議論されてきたすべての論点について言及することはできない³。ここではこの史料群の「テキスト」としての性格についての考察に専念したい。歴史家によって「カピトゥラリア」だと考えられている文書は、はたしてどのようなテキストだったのか。「カピトゥラリア」は形式・内容の双方において多様であったため、この問いに対する解答は一つではありえない。この史料群の分析に際しては、まず一般化を避けテキストを個別に検討すること、加えて時間の流れ、すなわち書き留められた時点、王の代理人による伝達の時点、テキストを受容した地方の人間あるいは後世の人間により蒐集された時点などに起こりえたテキストとしての意味の変化を考慮することが必要である⁴。以上を踏まえ、理論的・体系的な考察にさきだち、まずは具体例の分析から始めることとする。

ここでは809年の「カピトゥラ」リスト⁵がどのように編纂されてきたのか、その歴史を簡潔に述べる。その際、写本中に一個の「カピトゥラリア」を認める基準とは何なのかという問いを念頭におくならば、このテキスト編纂小史は、各編纂者によるカロリング期「カピトゥラリア」の捉え方をも示し得るだろう。まずはエティエンヌ・パリューズの「カピトゥラリア」集成であるが、彼は809年のカピトゥラリアとして2つ

- 1 本研究は、財団法人松下国際財団（現・松下幸之助記念財団）の2009年度研究助成および独立行政法人日本学術振興会の「組織的な若手研究者等海外派遣プログラム」による支援を得た「東京大学大学院人文社会系研究科 次世代人文社会学育成プログラム」からの助成（2011年度）に基づく研究成果の一部である。また本研究の草稿を読んでいただいたジョナサン・ジャレット博士にこの場を借りてお礼申し上げたい。
- 2 Hubert Mordek, “Fränkische Kapitularien und Kapitulariensammlungen. Eine Einführung,” in *Studien zur fränkischen Herrschergesetzgebung. Aufsätze über Kapitularien und Kapitulariensammlungen – ausgewählt zum 60. Geburtstag*, Frankfurt am Main – Berlin – Brussels – New York – Oxford – Vienna, 2000, pp. 1–53, pp. 1f.
- 3 「カピトゥラリア」研究を概観した新しめの論考として以下を参照。 Phillip Campbell, “Die Kapitularien: Entstehung und Bedeutung,” in *Funktion und Form. Quellen- und Methodenprobleme der mittelalterlichen Rechtsgeschichte*, ed. Karl Kroeschell and Albrecht Cordes, Schriften zur Europäischen Rechts- und Verfassungsgeschichte 18, Berlin, 1996, pp. 23–38; Mordek, “Fränkische Kapitularien”; Ruth Schmidt-Wiegand, Art. Kapitularien, in: *Reallexikon der Germanischen Altertumskunde*, 2nd ed., vol. 16, Berlin, 2000, pp. 232–236.
- 4 Rosamond McKitterick, *Charlemagne. The Formation of a European Identity*, Cambridge, 2008, p. 232を参照。
- 5 「カピトゥラリア」という用語の持つ固定的なイメージを避けるべく、本稿ではしばしば「カピトゥラ（条項）・リスト」なる中立的な呼称を用いる。こうした用語法のもたらす利点について、Steffen Patzold, “Normen im Buch. Überlegungen zu Geltungsansprüchen so genannter ‘Kapitularien’,” *Frühmittelalterliche Studien* 41 (2007), pp. 331–350を参照。

のテキストを公刊した。すなわちパリ国立図書館ラテン写本9654番に見られる37条を「第1カピトゥラリア」、同4628A番に見られる16条を「第2カピトゥラリア」としたのである⁶。809年に発布されたことは写本中の前者への見出しにおいてのみ明確に確認できるが、バリューズは両者とも同年に発布されたとした上で、異なる2つの文書と捉えている。

ゲオルク・ハインリヒ・ペルツがフランク君主の「カピトゥラリア」を編纂した際、彼はより多くの写本を利用することができた⁷。彼はバリューズが別個のものとして扱った2つのテキストが、実は1つのテキストの2つのバージョンであったと考え、パリ国立図書館ラテン写本4995番に基づいた「809年のアーヘン・カピトゥラリア」全25条を、同9654番に見られる15条分の異文を併記する形で刊行した⁸。

これらのテキストについては、アルフレート・ボレティウスが100年以上前に刊行したものが今もって最新の版である。彼はペルツよりもさらに多くの写本を利用し、809年アーヘンにて同時に発布されたカピトゥラリアとして3つの文書を刊行した。すなわち「アーヘン・カピトゥラリア」(61番)、「ミッシのためのアーヘン・カピトゥラリアその1」(62番)、「ミッシのためのアーヘン・カピトゥラリアその2」(63番)である⁹。このようにボレティウスは、1つの「正規のカピトゥラリア」と2つのミッシ・ドミニキ宛て指令書としての「カピトゥラリア」というかたちで3文書を提示したのだが、こうしたテキスト編纂の背景には、彼の「カピトゥラリア」3区分論があった。すなわち「部族法付加カピトゥラリア」「独立カピトゥラリア(王法カピトゥラリア)」「ミッシのためのカピトゥラリア」への3区分である。つまり彼に従うならば809年の3つの「カピトゥラリア」はそれぞれ均質なものではなく、61番は国王による立法である一方、その他の2つは一時的な効力しか持たないミッシへの指令書だったとされるのである。

ボレティウスのカピトゥラリア区分法は19世紀以来批判の対象となっているものの、彼が3つのカピトゥラリアとして編纂したテキストが、その後の研究の基盤であり続けた。言い換えるならば、809年に3つの異なる「カピトゥラリア」テキストが作成されたという点に意義が唱えられることはなかった。ただし、これらのテキストをどう捉えるかという点において、研究者の意見は一致していない。代表的な見解を挙げておこう。ゲオルク・ヴァイツとゲルハルト・ゼーリガーがボレティウスの「ミッシのためのカピトゥラリア」という類型を批判した際、彼らは62番と63番の分類についても検討している。ヴァイツはこれら2つのテキストを、何らかの決議録、おそらくは王国集会においてなされた討議の記録であるとみなした¹⁰。他方ゼーリガーは63番の分類についてヴァイツの見解に従いつつも、61番も含めたこれら3つのテキスト相互間には全般的な一致が認められる一方で様々な異文および内容の不一致が目立つことから、これらのテキストが1つの勅令の3つの形態であるという可能性を否定した。彼によれば、これらは連続して発布された、それぞれ独立した布告だという。その上で彼はニュルンベルク市立図書館写本分類番号 Cent. V. App. 96におけるテキストの並びを重視し、62番が809年に発布されたのはその他2つのカピトゥラリアの発布よりも後のこ

6 ここではマンシによる史料集成に収録された版を利用した(原著は1677年パリにて刊行)。Stephanus Baluzius, *Capitularia regum Francorum*, vol. 1, *Sacrorum conciliorum nova et amplissima collectio, Supplementum ad tomum XVII*, Paris, 1902, coll. 465–472.

7 上記の2写本に加え、Cava dei Tirreni, Biblioteca della Badia, 4; Paris Lat. 4995; Vatican, Chigi F. IV. 75といった一連の写本および *Liber Papiensis* を含む写本群が挙げられる。*Capitularia regum Francorum*, ed. Georg Heinrich Pertz, *Monumenta Germaniae Historica Leges 1*, Hanover, 1835 [以下 MGH LL 1], pp. XXXIII–XXXIV and 155; Alfred Boretius, “Praefatio. B. In librum legis Langobardorum Papiensem dictum praefatus est,” MGH LL 4, Hanover, 1868, p. XLVII.

8 Pertz, MGH LL 1, pp. 155–157, edited as no. 87. 15条に渡る異文は13–27条として印刷されている。

9 *Capitularia regum Francorum*, ed. Alfred Boretius, Hanover, 1883; vol. 2, ed. Alfred Boretius and Viktor Krause, Hanover, 1890 [以下 MGH Capit. 1 および 2]。以下の議論では利便性のためにボレティウス版において付与されたテキスト番号をもって各カピトゥラ・リストを指示する。

10 Georg Wäitz, *Deutsche Verfassungsgeschichte. Die Verfassung des Fränkischen Reichs*, Berlin, 1883, p. 487.

とだと考えた¹¹。次いでカルロ・ド・クレールもまたこれら3つのテキストの相互関係を考察している。809年秋の集会では主にフィリオクエ問題が討議されたことが知られており、同テキストが扱っている主題とは噛み合わないという理由から、彼は61番を同年春の集会において発布された皇帝のカピトゥラリアであるとみなした。彼によれば62番は「おそらく」皇帝自身が口授したことの覚書であり、63番は「明らかに」61番と62番を編んだテキストとされる¹²。フランソワ・ルイ・ガンスホフはゼーリガーを引き合いに出しつつ63番をいずれかの王国集会における決議の備忘録であるとみなす一方、61番は同じ集会において発布された君主勅令（カピトゥラーレ・ペル・セ・スクリベンドゥム）、62番はそれらの決議を実践するためにミッシに与えられた覚書だったと述べている¹³。さらには、アンセギスの「カピトゥラリア」集成編纂の素材と手法を分析する中で、ゲルハルト・シュミッツも62番と63番を詳細に検討している。これらのテキストの各条項を比較した上で、彼は809年には2つのバージョンの「ミッシのためのカピトゥラリア」が存在したと結論した。すなわち29条からなる多項目版（62番）と11条からなる少項目版（63番）の2つである。さらに少項目版にはおそらく特定のミッサティクム（各ミッススあるいはミッシ・グループの管轄区域）用の追加条項を含むもう一つの版の存在が指摘される。これはニュルンベルク写本に見られる63番を指している¹⁴。

以上のとおり、809年のものとされるテキストの分類に関して多様な見解が確認できる。しかしここではそのうちの一つに従うことはせず、これらのカピトゥラ・リストがどのように各写本に収められているのかを再度確認したい¹⁵。ヴァチカン図書館写本分類番号 Chigi F. IV.¹⁶を除き、ほぼ全ての写本において61番と63番と一緒に筆写されている。加えて61番と63番の条項群には通し番号が付与されている。アンセギスは彼の「カピトゥラリア」集成において61番と63番を別個に収録しているが、これは彼の編集方針によって説明される。つまり見出しとしか思えないほど簡潔に書かれた条項など、彼自身がその内容を理解できなかったものをアペンディクスにまとめているのである¹⁷。63番の条項の多くがこれに該当する。果たして、ほぼ常にひとまとまりとして伝来しているこの条項群を、2つの「カピトゥラリア」に分けて捉える必要があるのだろうか。シャルルマーニュ治世においては、1つの「カピトゥラリア」の中に長めかつ詳細な条項と短めで単なる見出しに過ぎないような条項が混在していることが稀ではないということを考えれば、そのようなテキストの外的形式に基づく分割はいつそう疑わしいものになる。むしろ61番と63番を合わせた条項群と、62番として知られる条項群とを対置させたならば、これらのテキストの間に、表現や内容の完全とは言えなくともかなりの程度における一致が確認できるのである。

さて、パリ国立図書館ラテン写本4995番、同9654番およびヴァチカン図書館写本分類 Pal. Lat. 582番という3つの写本に見られる条項群をどのように扱うべきだろうか。これは簡単に答えが出せるものではないが、

11 Gerhard Seeliger, *Die Kapitularien der Karolinger*, Munich, 1893, pp. 71, 80–82.

12 Carlo De Clercq, *La législation religieuse franque. Étude sur les actes de conciles et les capitulaires, les statuts diocésains et les règles monastiques*, Louvain – Paris, 1936, p. 212.

13 François Louis Ganshof, “Charlemagne et l’usage de l’écrit en matière administrative,” *Le Moyen Âge* 57 (1951), pp. 1–25, here pp. 5f. および n. 13; François Louis Ganshof, *Was waren die Kapitularien?*, Weimar, 1961, pp. 77–79.

14 *Die Kapitulariensammlung des Ansegis (Collectio Capitularium Ansegisi)*, ed. Gerhard Schmitz, Hanover, 1996. [以下MGH Ansegis], pp. 49–51.

15 アペンディクスを参照。

16 同写本（1000年頃成立）に含まれるカピトゥラ集成の編者はいくつかの基準にしたがって収録するものを選別していたと思われるが、その基準の一つとして彼は、見出しのように簡潔な条項を省いている。Hubert Mordek, *Bibliotheca capitularium regum Francorum manuscripta. Überlieferung und Traditionszusammenhang der fränkischen Herrschererlasse*, Monumenta Germaniae Historica. Hilfsmittel 15, Munich, 1995, pp. 756–768を参照。63番もまたそのような条項を多く含むため、彼のカピトゥラ集成には含まれなかったものと思われる。

17 MGH Ansegis, p. 17.

これらの写本における条項群もまた809年「カピトゥラリア」のさらに異なるバージョンであるのか、あるいはこれらの写本に含まれる「カピトゥラリア」集成の編纂者によるテキスト操作の産物であるのかを問う必要がある。ニュルンベルク写本において2つのカピトゥラ・リストが並行して伝来していることが確認できるため、これらの集成の編纂者の手元にも同じく2つのリストがあり、それらをもとにより包括的なカピトゥラ・リストを作成したという推測は可能である。実際、パリ・ヴァチカン姉妹写本の原本となったカピトゥラリア集成¹⁸の編纂者は、61+63番のリストに見られるより詳細な叙述を用いて62番のリストを補完したかのように見える。同様にパリ4995番の編纂者も、62番の一部条項をもって61+63番のリストを補完することが可能だったであろう。しかしながら、これら3つの写本に見られるカピトゥラ・リストが、今我々が目にすることができる形で発布されたという可能性を完全に否定することはできない。

以上の考察を踏まえると、我々の眼前にあるのは、おそらく同じ機会に、同一あるいは少なくとも極めて類似の政治的・行政的意図をもって王権中枢により作成されつつも、表現や内容において完全には統一されてはいない、2,3、あるいはひょっとするとそれ以上に多様なカピトゥラ・リスト、ということになる。果たしてこれは何を意味しているのだろうか。

まずは誰がこれらのテキストあるいは文書の最初の受取手だったのかを考慮しなくてはならない¹⁹。メロヴィング期およびカロリング初期において、君主勅令を王国内各地に伝達したのが具体的に誰だったのか、定かではない²⁰。王のミッシによる王令の伝達・実践がなされたと思われる768年のアキテーヌ向けカピトゥラリアを除くならば²¹、王国全体レベルにおける伝達と実践がはっきりと王のミッシに委任された最初のカピトゥラリアは、789年の「一般訓令」および「ミッシのためのカピトゥラリア2篇」である²²。ここでは「一般訓令」の序文が注目に値する。カロリング朝君主にとっての模範として旧約聖書に登場する諸王が果たした役割を論ずる際に、この序文におけるシャルルマーニュとヨシュアとの比較がしばしば引き合いに出されるが²³、本稿において重要なのは、この2人の君主の相違である。改革と矯正のため、ヨシュアは自ら王国内を巡り歩いた一方、シャルルマーニュは同じ目的のために規範テキスト（「カピトゥラリア」）と自らの代行者（ミッシ・ドミニキ）を必要としているのである²⁴。

18 この「原集成」については Mordek, *Bibliotheca*, pp. 562f. and 780f. を参照。

19 このアプローチに関しては Christina Pössel, “Authors and recipients of Carolingian capitularies, 779–829,” in *Texts and identities in the early middle ages*, ed. Richard Corradini, Rob Meens, Christina Pössel and Philip Shaw, *Forschungen zur Geschichte des Mittelalters* 12, Vienna, 2006, pp. 253–274 を参照。

20 これは国王の命令書との形式的類似性が指摘されるところのいわゆる「メロヴィング期のカピトゥラリア」の特性と関わるものであろう。Osamu Kano, “La genèse du capitulaire et son contexte diplomatique,” in *Genesis of Historical Text—Text/Context, 21st Century COE Program International Conference Series No. 4. Proceedings of the Fourth International Conference. Studies for the Integrated Text Science*, ed. Shoichi Sato, Nagoya, 2004, pp. 91–100; Theo Kölzer, “Die merowingischen Kapitularien in diplomatischer Sicht,” in *Scientia veritatis. Festschrift für Hubert Mordek zum 65. Geburtstag*, ed. Oliber Münsch and Thomas Zotz, Ostfildern, 2004, pp. 13–23. メロヴィング期の統治構造とカロリング（盛）期のそれとでは、命令伝達・執行の実践プロセスにおいて違いがあったように思われる。

21 MGH Capit. 1, No. 24 (a. 789), c. 1, p. 65 を参照。この条項は768年のカピトゥラリアに言及している。 *Ibid.* No. 18 (a. 768), pp. 42f.

22 MGH Capit. 1, No. 22, pp. 52–62 および No. 23, pp. 62–64.

23 Hans Hubert Anton, *Fürstenspiegel und Herrscherethos in der Karolingerzeit*, *Bonner Historische Forschungen* 32, Bonn, 1968, p. 420; Yves Sassier, *Royauté et idéologie au Moyen Âge. Bas-Empire, monde franc, France (IV^e–XII^e siècle)*, Collection U. Histoire, Paris, 2002, pp. 126f. を参照。

24 MGH Capit. 1, No. 22, pp. 53f.: *Quapropter et nostros ad vos direximus missos, qui ex nostri nominis auctoritate una vobiscum corrigerent quae corrigenda essent. Sed et aliqua capitula ex canonicis institutionibus, quae magis nobis necessaria videbantur, subiunximus. [...] Nam legimus in regnorum libris, quomodo sanctus Iosias regnum sibi a Deo datum circumeundo, corrigendo, ammonendo ad cultum veri Dei studuit revocare: non ut me eius sanctitate aequiparabilem faciam, sed quod nobis sunt ubique sanctorum semper exempla sequenda, et, quoscumque poterimus, ad studium bonae vitae in laudem et in gloriam domini nostri Iesu*

しかしこの画期的な789年のミッシ派遣にもかかわらず、この時点ではカピトゥラリアと王のミッシとの組み合わせが王国統治において常態化するにはいたらなかったようである。そのような常態化を語るができるのは789年、801～803年、805～806年の3度に渡る大規模なフランク王国（再）整備の後のことである。これら3度の改革においては同様の手段が用いられた。すなわち綿密に文字化された規範テキスト²⁵（789年：「一般訓令」²⁶；801～803年：「部族法」の文字化および改訂、ならびにその修正・補完としての「部族法典付加カピトゥラリア」²⁷；805～806年：「帝国分割令」²⁸）、カピトゥラ・リストを携えて（おそらくほぼ）王国全土に派遣されたミッシ²⁹、そして君主に対する一般忠誠宣誓³⁰の3つである。「カピトゥラリア」を用いた王国統治の手法は漸次的な変化の中にあり、ロザモンド・マッキタリックが言うところの「ミッシのための行政的カピトゥラリア」の時代、すなわちミッシがなかば定期的にカピトゥラ・リストを携えて派遣されるというシャルルマーニュ治世中の一時期は³¹、これら大規模な改革事業に続いて始まると考えるべきだろう³²。いずれにせよ、先に論じた809年のカピトゥラ・リストは、シャルルマーニュ治世のうちでも、王国統治において「カピトゥラリア」とミッシ・ドミニキが緊密に組み合わせて用いられていた時期に作成されたものだという事は間違いない。

ところでカロリング期において作成された様々なタイプのテキストを、研究者たちは「カピトゥラリア」あるいは「カピトゥラリア類似テキスト」の範疇に含めている。周知のようにこれらのテキストがそれぞれの存在理由、作成目的を持っていたのであり、全てのテキストがその文面において同様の正確さや詳細さを備える必要はなく、また全てのテキストを等しく王国全土に行き渡らせる必要もなかった。例えば王国集会あるいはより小規模な会議の協議事項を記したテキストは、研究者の間で「メモランダ」あるいは「カピトゥ

Christi congregare necesse est. Quapropter, ut praediximus, aliqua capitula notare iussimus, ut simul haec eadem vos ammonere studeatis, et quaecumque vobis alia necessaria esse scitis, ut et ista et illa aequali intentione praedicetis.

- 25 現代の我々にとってではなく、初期中世の基準における「綿密さ」である。シャルルマーニュおよびルイ敬虔帝治下でのレーゲス（部族法）改革におけるテキストの果たした役割を考察した Steffen Patzold, “Die Veränderung frühmittelalterlichen Rechts im Spiegel der ‚Leges‘-Reformen Karls des Großen und Ludwigs des Frommen,” in *Rechtsveränderungen im politischen und sozialen Kontext mittelalterlicher Rechtsvielfalt*, ed. Stefan Esders and Christine Reinle, *Neue Aspekte der europäischen Mittelalterforschung* 5, Münster, 2005, pp. 63–99を参照。この改革は「世俗法の急速かつ広範な文字化プロセスのあらわれ」と解釈され得る（97頁）。
- 26 Thomas Martin Buck, *Admonitio und Praedicatio. Zur religiös-pastoralen Dimension von Kapitularien und kapitulariennahen Texten*, *Freiburger Beiträge zur mittelalterlichen Geschichte* 9, Frankfurt am Main – Berlin – Bern – New York – Paris – Vienna, 1997, esp. pp. 67–156を参照。
- 27 Gerhard Theuerkauf, *Lex, speculum, compendium iuris. Rechtsaufzeichnung und Rechtsbewußtsein in Norddeutschland vom 8. bis zum 16. Jahrhundert*, Cologne – Graz, 1968, pp. 54–57; Patzold, “Veränderung”を参照。
- 28 François Louis Ganshof, *Frankish Institutions under Charlemagne*, Providence, 1968, p. 7; Johannes Fried, “Erfahrung und Ordnung: Die Friedenskonstitution Karls des Großen vom Jahr 806,” in *Herrscher- und Fürstentestamente im westeuropäischen Mittelalter*, ed. Brigitte Kasten, *Norm und Struktur. Studien zum sozialen Wandel in Mittelalter und früher Neuzeit* 29, Cologne – Weimar – Vienna, 2008, pp. 145–192, pp. 151f.を参照。
- 29 789年：MGH Capit. 1, No. 23–24, pp. 62–66; 802–803年：Wilhelm A. Eckhardt, “Die Capitularia missorum specialia von 802,” *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 12 (1956), pp. 498–516, here pp. 500–504およびMGH Capit. 1, No. 40, pp. 114–116; 805–806年：MGH Capit. 1, No. 43–44, pp. 121–126 and No. 46, pp. 130–132.
- 30 789: MGH Capit. 1, No. 23, c. 18, p. 63; No. 24, prooem., p. 65; No. 25, esp. prooem. and. cc. 1–4, pp. 66f. 802–803: MGH Capit. 1, No. 33, cc. 2–9, pp. 92f.; Eckhardt, “Die Capitularia”, c. 1, p. 500; MGH Capit. 1, No. 34, two formulae of oath, pp. 101f. 806: MGH Capit. 1, No. 46, c. 2, p. 131. No. 25の発布年を789年とすることについては Matthias Becher, *Eid und Herrschaft. Untersuchungen zum Herrscherethos Karls des Großen*, *Vorträge und Forschungen Sonderband* 39, Sigmaringen, 1993, pp. 79–82を参照。
- 31 McKitterick, *Charlemagne*, pp. 256–263.
- 32 ただし王のミッシのみによって王国全土に「カピトゥラリア」が伝達されたということではない。ミッシから命令を受け取った後、各地域社会においてそれらを更に広めるのはとりわけ伯や司教の役割であった。Mordek, “Fränkische Kapitularien,” p. 6. しかしながら筆者はミッシこそが「カピトゥラリア」伝達における主要な王権代理人だったと考える。とある集会の後、伯、司教および修道院長により伝達されることが求められた「司教および伯により伝達されるべきカピトゥラ」は、多くの有力者が軍事遠征のため不在だという特殊な状況で発布されたものである。この有力者には通常ミッシの役割を担う者も含まれていたであろう。MGH Capit. 1, No. 54, p. 141.

ラ・アドフック・コンフェレンダ」と呼ばれているが、これらは簡潔な見出し項目の列挙のような体裁をとっており、事前に関係者に配布されることはあったにせよ³³、議論の後に広く流布させる必要はなかった³⁴。また議事録も、「そのままの」形で流布させることが意図されていたテキストではなかったはずである。例えばイタリア王ピピンの下で作成された議事録（ボレティウス版96番）や、794年フランクフルトで作成された「重要なカピトゥラリア」がこれにあたり、これら2つのテキストは極めて限られた写本でのみ伝来している³⁵。シュテフェン・パッツォルトの研究を踏まえるならば、研究者間で非常に重視されている802年の「綱領的カピトゥラリア³⁶」をもこのグループに加えることができる³⁷。パッツォルトはこの「綱領的カピトゥラリア」として知られる33条項が、果たして本当に「単一の」「カピトゥラリア」だったのかという問いを立て、このテキストを伝える唯一の写本を詳細に分析した上で、これらの条項はひとつの一貫したカピトゥラリア

33 MGH Capit. 2, No. 186, pp. 6f. を参照。

34 Ganshof, *Was waren die Kapitularien?*, p. 25; Hubert Mordek, “Kapitularien und Schriftlichkeit,” in *Schriftkultur und Reichsverwaltung unter den Karolingern. Referate des Kolloquiums der Nordrhein-Westfälischen Akademie der Wissenschaften am 17./18. Februar 1994 in Bonn*, ed. Rudolf Schieffer, *Abhandlungen der Rheinisch-Westfälischen Akademie der Wissenschaften* 97, Opladen, 1996, pp. 34–66, p. 38 を参照。ただしそのようなアジェンダリストであっても、何らかの契機で保存されていた場合、後々の機会に再度利用されることがあり得た。811年のテキストが813年の改革集会において利用されたことを示したガンスホーフの論考を参照。François Louis Ganshof, “Note sur les « Capitula de causis cum episcopis et abbatibus tractandis » de 811,” *Studia Gratiana* 13 (1967), pp. 1–25.

35 Mordek, *Bibliotheca*, pp. 1083 and 1090 の写本索引を参照。ここで取り上げたイタリアのカピトゥラ・リスト（787/788年）の第5・6条は次のように記している。MGH Capit. 1, No. 96, c. 5, p. 202: *Et hoc etiam scribimus, ut cunctis diligentes inquirat: ut si est homo uxorem habens, et supra ipsa cum alia adulterans et concubinam habuerint, a tali igitur illicita perpetrato faciat eos cum omni sollicitudine separari; ibid.*, c. 6, p. 203: *Sic placuit domni regi, ut qui as nefandas criminas emendare de terminibus sibi commissis, ut diximus, emendare neglexerit, ut in sacro palatio widrigildum suum componat.* 文体から察するにこのテキストの著者はイタリア王ピピンの面前で行なわれた協議の流れを記録していたものと考えられる。フランクフルト教会会議（794年）に関するテキストは、ある部分は詳細に、ある部分は極めて簡潔に執筆されており、見出しのみに留まる条項さえ含まれる。このテキストがフランクフルトにおける協議の所産であることは確かである。しかし、タシロ（3世）のバイエルン支配権および彼の子孫による相続要求権の最終的な放棄を記した第3条は、この案件を記録した文書が保管用に3通作成されるべきことを述べている。すなわち「フランクフルトのカピトゥラリア」として知られている文書はそのままの形で体系的に流布・保管させることが意図されたテキストではなかったと考えられる。MGH Capit. 1, No. 28, c. 3, p. 74 = *Concilia aevi Karolini 742–842*, ed. Albert Werminghoff, Hanover, 1906 [以下 MGH Conc. 2, 1], No. 19, c. 3, p. 165f. 実際のところ、フランクフルトでの決議が地方レベルで公知されるには数年を要している。アクイレア総大司教パウリヌスやバイエルンの司教団がフランクフルト教会会議に参加していたにもかかわらず、チヴィダーレおよびバイエルンにおいて地方教会会議が開催されフランクフルトでの協議内容が扱われたのはそれぞれ796/797年および799/800年にいたってのことであった。“*Annales Maximiniani*,” a. 794, ed. Georg Waitz, in: MGH Scriptorum 13, Hanover 1881, p. 22. Wilfried Hartmann, *Die Synoden der Karolingerzeit im Frankenreich und in Italien*, Paderborn – Munich – Vienna – Zürich, 1989, pp. 117–119 and 141–148 を参照。次に引用するザルツブルク大司教アルンの筆による地方教会会議への招集状の一文はこの点において示唆的である。“*et si illa capitula, quae in illa synodo in Francia gesta fuerunt, scripta habeatis, vobiscum deferte.*” MGH Conc. 2, 1, No. 22 A, p. 196（この書簡については以下を参照。Hartmann, *ibid.*, p. 142; Stephan Freund, *Von den Agilolfingern zu den Karolingern. Bayerns Bischöfe zwischen Kirchenorganisation, Reichsintegration und Karolingischer Reform (700–847)*, Schriftenreihe zur bayerischen Landesgeschichte 144, Munich, 2004, p. 229 with n. 325.）つまりフランキアで開催された教会会議での決定事項を記したカピトゥラは、いまだバイエルンにおいて体系的には広められていなかったものと思われる。それゆえにノイブルク／アウクスブルク司教ジントペルトがアーヘンおよびフランクフルトの会議における決議文書を宮廷からもたらす必要があったのである。*Simulque etiam in unum revolventes quod gloriosissimus rex constituerat ad emendationem totius ecclesiae, — hoc per virum venerabilem Sintbertum episcopum usque ad nos dirigere studuit cum aliis relegiosis(!) viris, — quicquid ad Aquis de religionis statu vel vitae morum oportunitate, discerpit pariterque et illud, quod in magno concilio cum capitulis collectis in loco nuncupato Francorum vado quae per omnes provincias observare decrevit, nosque haec in medium deferentes studuimus ea per singula recitare et, in quantum potuimus, quae illic inserta non fuerant nos canonum auctoritate augere curavimus.* Albert Werminghoff, “Zu den bayrischen Synoden am Ausgang des achten Jahrhunderts,” in *Festschrift Heinrich Brunner zum siebzigsten Geburtstag*, Weimar, 1910, pp. 39–55, p. 42. Mordek, *Bibliotheca*, No. 6 (Karoli regis capitula ad Arnonem archiepiscopum Salisburgensem directa), pp. 974f. も参照。体系的な普及が意図されていなかった「協議における途中段階」を示すテキストが伝来する可能性の低さについて Patzold, “Veränderung,” p. 91 n. 111 (MGH Capit. 1, No. 134, 135 および 142 について) を参照。フランクフルトのカピトゥラ・リストの特徴については Patzold, “Normen im Buch,” p. 340 n. 46 も参照。

36 Ganshof, *Frankish Institutions under Charlemagne*, pp. 6f.

37 Patzold, “Normen im Buch”.

を構成していたものではなく、802年にアーヘンで行なわれた一連の討議の様々な段階を反映した複数の決議リストの集合であるという説を説得的に提示した。つまり、これらのリストを一つのまとまりとしたのは、現在このテキストを収録している写本の元となった「カピトゥラリア」集成の編纂者ということになるのである。

広く流布させることが意図されていなかったカピトゥラ・リストの類型としても一つ、王が口頭で指令を与える際に用いた原稿が挙げられる。周知のように、王は彼のミッシンに対し、口頭・書面（「カピトゥラリア」あるいは命令書）の両方で指令を与えた³⁸。あるミッススから彼の同僚に宛てられた書簡が、この状況を理解する一助となる。この書簡の書き手はランス大司教に叙階される前のヴルフアルス、宛名人はサン・ドニ修道院長ファルドゥルス、執筆時期は802年頃だと考えられている。この中でヴルフアルスはファルドゥルスに対し、先の王国集会の解散前に皇帝が読み上げた文書（パギナ *pagina*）を持ち合わせているか尋ねている。おそらくこのとき、王のミッシンは書き留められた会議決議に基づき指令を与えられたものと考えられる。しかしこの決議を記録した文書はシャルルマーニュによって読み上げられたのみで、体系的に複製されミッシンに配布されることはなかった。このパギナを求められたのがファルドゥルスであるという事実も示唆的である。なぜならヴルフアルスはこの書簡を書く直前に、ミッススとしての彼の任務に関してシャルルマーニュから書簡を受け取っていたからである。つまり彼は宮廷と直接コンタクトをとる機会を持っていたのであり、パギナの写しを宮廷に求めることもできたはずなのである。この文書が宮廷で保管されているということをヴルフアルスは期待できなかったのではないだろうか³⁹。いずれにせよ、この802年のパギナが何であったのか、具体的に知る術はない。しかしさらに別の2つの文書がおそらくこれと同じカテゴリーに属すると思われる。1つは一般忠誠宣誓に関してミッシンに与えられた指令に関する789年の文書、および829年のミッシンに対する指令を記録したテキストである。シャルルマーニュあるいはルイ敬虔帝がこれらのテキストを読み上げることでミッシンに指令を与えたということがその文面から読み取れる⁴⁰。すなわち双方ともに各年のミッシン派遣と密接な関係を持った文書であるが、同じくそれらのミッシン派遣との関わりで作成された文書群に比べると、先に挙げた2文書の写本伝来は極めて貧弱である。前者の文書群が多くの写本においてそれぞれグループを形成している事実と照らし合わせるならば⁴¹、この伝来状況は、ミッシンがその任務遂行にあたり上記の2文書を携行しなかったことを示唆する。

広く流布させることが意図されていた「カピトゥラリア」・テキストのうちでも、テキストの形式性に差異が見られたのが、シャルルマーニュ期の特徴である。すでに述べたように、彼の治世においては見出し項目のような条項を含む「カピトゥラリア」が散見されるが、こういった事例は彼の後継者たちのもとでは見受けられない。しかしこのような簡潔なカピトゥラリアの存在は、カピトゥラリアの文面を練り上げることへの関心の薄さ、文書化されたテキストが規範設定に際して果たす役割への期待の低さ、もしくはミッシンおよび地方集會に参集する人々に対して与える指令を逐一文章化する能力の欠如、といったことを示すものではない。このことは789年の「一般訓令」と「ミッシンのためのカピトゥラリア2篇」あるいは803年の「部

38 MGH Capit. 1, No. 58 (Responsa misso cuidam data), c. 6, p. 145を参照。

39 Collectio sancti Dionysii, No. 24, *MGH Formulae Merovingici et Karolini aevi*, ed. Karl Zeumer, Hanover, 1886, p. 509. この書簡については Wilhelm Levison, "Das Formularbuch von Saint-Denis," *Neues Archiv der Gesellschaft für Ältere Deutsche Geschichtskunde zur Beförderung einer Gesamtausgabe der Quellenschriften deutscher Geschichten des Mittelalters* 41 (1919), pp. 283–304, here pp. 293–304を参照。

40 MGH Capit. 1, No. 25, pp. 66f. (... *capitulis quibus dominus rex missis suis praecepit, quomodo...*) および MGH Capit. 2, No. 187, pp. 7–9 (*Dicendum est illis...; iniungendum est missis ... etc.*).

41 789年のテキスト群のうち、MGH Capit. 1, No. 22および23が多くの写本において連続して収録されている一方、No. 25は単一の写本においてのみ伝来している。MGH Capit. 2, No. 187の伝来状況もまた、829年の改革の流れの中で作成された一連のテキストと比較した場合、乏しいものである。Mordek, *Bibliotheca*, pp. 1082f. and 1101–1103を参照。

族法典付加カピトゥラリア」および「ミッシのためのカピトゥラリア」といった対となって作成・配布された「カピトゥラリア」を比較対照すれば明らかである⁴²。これらの対になった「カピトゥラリア」は同時に作成され、ミッシに与えられ、彼らのミッサティカにもたらされたと考えられる。事実、これらのテキストは多くの場合対になって写本中に伝来している⁴³。ところで、ここに挙げた2つのペアはどちらも、読者が理解可能な程度までには入念に文章化された「カピトゥラリア」と、見出しのみの条項さえ含む簡潔な「カピトゥラリア」との組み合わせである。なぜある種の文書はそこまで簡潔たりえたのかを考えるために、「カピトゥラリア」が王のミッシにより口頭・書面の両手段を用いて流布させられたという事実を念頭におかなくてはならない。カロリング朝（諸）王国の中央・地方統治における聖俗エリートのリテラシーの重要性、および口誦性と文書利用との相補的な役割といったことが、近年の研究により強調されている。またカピトゥラリアに関しては、書面としての形式性よりも内容における信憑性こそが重要だったという見解が広く共有されつつある⁴⁴。こうした研究状況を踏まえた上で以下に述べるのは、全く新しい説の提示ではなく、この問題に関する理解を深めるための一助にとどまるものである。

まず確認すべきは、簡潔なカピトゥラ・リストが、より包括的で真正なるカピトゥラリアの縮約版あるいはチェックリストの類いなどではなかったということである。上に述べたように、802年の「綱領カピトゥラリア」の存在が疑わしくなった今、そのような主従関係にあるカピトゥラリアの組み合わせの具体例は見いだされない。見出しのような条項をも含む802年のカピトゥラ・リストの様々なバージョン⁴⁵は、それぞれがそれそのものとしてすでに「真正の」文書であった。これらの文書は、その内容が802年の王国集会の決議——これらはパツォルトが示したように、たしかにいくつかの獣皮紙片に書き留められた⁴⁶——に基づくという点で、そして王の権威が背景にあるという点で⁴⁷、「真正」であり「公式」な文書と呼べるのであり、決してそれ自体もまた広く普及させるべき「唯一真正たるカピトゥラリア」から派生した諸々の版、ということではなかった。バージョン間の違いはあり得べからざるものではなく、それらが生じた背景には様々な要因が考えられる。例えば、いくつかのリストは沿岸地域に特殊な指令を含んでいるが、これは内陸部にお

42 789: MGH Capit. 1, No. 22 and 23, pp. 52–64; 803: *ibid.*, No. 39 and 40, pp. 111–116.

43 Cf. *ibid.*, pp. 1082–1085.

44 例えば Rosamond McKitterick, *The Carolingians and the Written Word*, Cambridge, 1989; Janet L. Nelson, “Literacy in Carolingian government,” in *The Uses of Literacy in Early Medieval Europe*, ed. Rosamond McKitterick, Cambridge – New York, 1990, pp. 258–296; Rosamond McKitterick, “Zur Herstellung von Kapitularien: Die Arbeit des Leges-Skriptoriums,” *Mitteilungen des Instituts für Österreichische Geschichtsforschung* 101 (1993), pp. 3–16 および *Schriftkultur und Reichsverwaltung unter den Karolingern. Referate des Kolloquiums der Nordrhein-Westfälischen Akademie der Wissenschaften am 17./18. Februar 1994 in Bonn*, ed. Rudolf Schieffer, *Abhandlungen der Nordrhein-Westfälischen Akademie der Wissenschaften* 97, Opladen, 1996, とりわけ同書中のモルデクの論考を参照。Arnold Bühler, “Wort und Schrift im karolingischen Recht,” *Archiv für Kulturgeschichte* 72 (1990), pp. 275–296 と比較せよ。2009年パリで行なわれた講演の未刊行原稿を目にする機会をくださったゲルハルト・シュミッツ教授にこの場を借りて感謝申し上げる。同講演の主要な論点は次の記事の中に読むことができる。“Kapitularien” in *Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte*, 2nd ed., 15. Lieferung, coll. 123–130 (近日刊行)。

45 Eckhardt, “Capitularia missorum specialia” およびそこに収録された校訂テキストを参照。

46 ただし、エックハルトによって校訂されたテキストがミッシに与えられた「カピトゥラリア」ではなく、これらもまた様々な協議における議事録であるというパツォルトの見解には同意しない。パツォルトがミッシのためのテキストとみなすにはもっとも問題があると考えた、Paris Lat. 4495に収録されたカピトゥラ・リストは、従来の研究者たちが考えたように、異なるミッサティカを担当したミッシのための2つのバージョンの文書を結合・編纂したものと考えられる。「カピトゥラリア」を蒐集し纏めあげた人物の手に様々な地域から様々な文書が到来することがあり得た。サンスにおいてカピトゥラ・コレクションを編纂した人物は、857年にテルアヌ周辺で活動したミッシのための文書を利用することができた。Mordek, *Bibliotheca*, pp. 562f. and 574. このサンスの「カピトゥラリア」集成は Paris Lat. 9654 および Vatican Pal. Lat. 582 において伝来している。なおこの註で取り上げた3写本が、上で809年のテキスト群に関して蒐集編纂者が複数バージョンのカピトゥラ・リストを用いてより包括的なカピトゥラ・リストに仕上げている可能性を指摘した際に言及した3写本と一致することに注意しなくてはならない。

47 Pössel, “Authors and recipients,” pp. 266ff. を参照。

いて使用されるカピトゥラ・リストには不要の項目である⁴⁸。またサン・ドニ修道院長ファルドゥルフスに宛てられたリストには、修道院長が教会法あるいはベネディクト戒律のいずれに従った生活を送っているのか、およびそれら規範を熟知しているかを調査すべしという項目が含まれていないが、これは修道院長としての彼には自明のことだったからとも考えられる⁴⁹。

ミッシンに与えられたテキストがいわば骨格のみとでも言えるほどに語句・説明を削ぎ落とされたものだったのには、次のような事情が背景にあったと考えられる。まず、彼らミッシンが中央での意思決定の場に参加していたならば、簡潔な語句やキーワードを目にするだけでも、彼らが地方集会において布告すべき内容を想起することは可能だったであろう。また彼らに与えられたミッシン＝使者という称号も重要であり、これには王の代理人としての責任感を強めること以上の意味があったと考えられる。「カピトゥラリア」伝達に携わったミッシン・ドミニキは通例地元で地盤を持つ有力者であり⁵⁰、したがって「カピトゥラリア」を携えて地方集会を開催すべくやってきたとき、それは本来彼らにとって宮廷からの「帰還」であった。それにもかかわらず彼らは、宮廷から各地に派遣された王のミッシンと称されたのである。このような修辭は、ちょうど初期中世において「忠実な」使者（彼らもまたミッシンあるいはヌンティイと呼ばれた）が、書簡のみならず口頭でも送り主のメッセージを忠実に再現するものと期待されていたのと同様に⁵¹、王権に発する決定と指令がミッシンによってもたらされ、書面を補完しつつ口頭で告知されたとき、彼らが信頼され遵守されることを促す効果があったのではないだろうか。さらに考え得る要因として、カロリング朝フランク王国内における俗語の多様性が挙げられる。「カピトゥラリア」の「公式な」翻訳が作成されたという形跡は残ってい

48 Eckhardt, “Capitularia missorum specialia,” cc. 13a and 13b in A and B/C, p. 502ならびに *ibid.* p. 506を参照。

49 *Ibid.* c. 3 in A and D, but not in B/C, p. 501: *De abbatibus, utrum secundum regulam vivant an canonicè, et si regulam aut canones bene intellegant.* 次のような解釈もまた可能である。エックハルトにおける写本AおよびDの第4条は、同時期の規範策定の流れに沿い、多様な規範・慣習に基づきつつ共住生活を送っている者の中でもベネディクト戒律を遵守する者のみが修道士とみなされ得るという考えを前提としている。*Ibid.*, c. 4: *De monasteria virorum ubi monachi sunt, si secundum regulam vivant, ubi promissa est.* ファルドゥルフ用のテキストでは、これら第3・4条が一つ (c. III in B/C) にまとめられているように見える: *De monasteriis virorum ubi monachi sunt, si secundum regulam (sic!) vivant an canonicè, et si regulam et canones bene intellegant ubi promissa est.* この条項がこのような文面となったことは、ベネディクト戒律の厳格な遵守に対するサン・ドニ修道士たちのあいまいな、あるいは否定的な態度と関わりがあるのかもしれない。800年前後におけるサン・ドニ修道院の状況については Josef Semmler, “Saint-Denis. Von der bischöflichen Coemeterialbasilika zur königlichen Benediktinerabtei,” in *La Neustrie. Les pays au nord de la Loire de 650 à 850. Colloque historique international*, ed. Hartmut Atsma, Beihefte der Francia 16, vol. 2, Sigmaringen, 1989, pp. 75–123, とりわけ 103–111を参照。

50 Karl Ferdinand Werner, “MISSUS-MARCHIO-COMES. Entre l’administration centrale et l’administration locale de l’Empire carolingien,” in *Histoire comparée de l’administration (IV^e–XVIII^e siècles)*, ed. Werner Paravicini and Karl Ferdinand Werner, Munich, 1980, pp. 191–239; Jürgen Hannig, “Pauperiores vassi de infra palatio? Zur Entstehung der karolingischen Königsbotenorganisation,” *Mitteilungen des Instituts für Österreichische Geschichtsforschung* 91 (1983), pp. 309–374を参照。筆者はカロリング期のミッシンに関する包括的な研究の公刊を準備中である。

51 初期中世の使者については Volker Scior, “Stimme, Schrift und Performanz. ‘Übertragungen’ und ‘Reproduktionen’ durch frühmittelalterliche Boten,” in *Übertragungen. Formen und Konzepte von Reproduktion in Mittelalter und Früher Neuzeit*, ed. Britta Bußmann, Albrecht Hausmann, Annelie Krefl and Cornelia Logemann, Trends in medieval philology 5, Berlin – New York, 2005, pp. 77–99; Volker Scior, “Veritas und certitudo oder: Warten auf Wissen. Boten in frühmittelalterlichen Informationsprozessen,” *Das Mittelalter* 11, no. 1 (2006), pp. 110–131; Volker Scior, “Bemerkungen zum frühmittelalterlichen Boten- und Gesandtschaftswesen,” in *Der frühmittelalterliche Staat — europäische Perspektiven*, ed. Walter Pohl and Veronika Wieser, Denkschriften der phil.-hist. Klasse 386; Forschungen zur Geschichte des Mittelalters 16, Vienna, 2009, pp. 315–329を参照。もちろんミッシン・ドミニキは単なる「カピトゥラリア」の運び手ではなく、それゆえ通常の使者と同様に扱うことはできない。しかしとりわけ王国統治におけるコミュニケーションのメカニズム、あるいはより厳密に言うならば王の意思の伝達と実現のメカニズムを研究しようとするならば、この君主のミッシンという呼称における修辭的側面は適切に考慮する必要がある。おそらくザルツブルク大司教アルンと同定されるバイエルンにおける皇帝のミッススが、新たに発布された皇帝の「カピトゥラリア」を地方教会会議において布告した際、彼は属司教たちに対し、皇帝のレガティとしての責任をもった上で教区レベルでの皇帝の政策実現に努めるよう求めている。筆者はこの *legati* が制度的なレベルでの権限委譲を意味していたとは考えない。Herbert Schneider, “Karolingische Kapitularien und ihre bischöfliche Vermittlung. Unbekannte Texte aus dem Vaticanus latinus 7701,” *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 63 (2007), pp. 469–496.

ない⁵²。地元の有力者であるがゆえに、ミッシ自身翻訳に苦労はなかったかもしれない。しかし、宮廷で決定されたコンセプトに沿いつつも、「公式」テキストの厳密な言葉遣いに縛られることなく現地語で話すことができたならば、より流暢に、あるいはよりの確に、決定事項や指示を説明することができたのではないだろうか⁵³。もちろん、ミッシによるそのような「より自由な」スピーチを許す余地があったとすれば、彼ら自身王国集会において賛同した上で決定された政策から彼らが逸脱することはないという、王の信頼が背景にあったと考えなくてはならない⁵⁴。

ここで809年の「カピトゥラリア」に再度言及したい。本稿前半にて検討した複数のカピトゥラ・リストは、これまでに述べたどの類型に属するものかを問うならば、809年のミッシ派遣の際に彼らが携えた文書の複数のバージョンを反映している、というのが最も蓋然性の高い答えであろう。いくつかの特殊な条項は、特定地域における特定の条件を反映していたものと考えられる。テキスト中の言葉遣いの違いが何に由来するのか、という問いにここで答えることはできない。それでもあえて、これまで述べて来たようなある種の「緩さ」こそが、シャルルマーニュ治世における「カピトゥラリア」およびミッシを通じた王国統治の特性だったと述べておきたい。

しかしおそらくこのような緩さは、老いた皇帝シャルルマーニュが治世末期に至り、それまで長らくカピトゥラリアを通じて確立しようと努めてきた規範が果たして彼の帝国住民たちの間にどれだけ浸透しているのかという不安を抱いた原因の一つにもなり得たであろう。状況を調査すべく、老皇帝は40条におよぶ「カピトゥラリア」を携えたミッシを派遣したが、この「カピトゥラリア」の条項の大部分が以前に発せられた規定に関わるものだったのである⁵⁵。ところでこのミッシ派遣が813年アーヘンでの王国集会においてなされたとする⁵⁶、レイ敬虔帝もその場に居合わせたことになる⁵⁷。推測の域を超えるものではないが、彼が後に、

52 カロリング期規範テキストの私的な翻訳はいくつか伝来している。いわゆる「トリーア・カピトゥラリア」(MGH Capit. 1, No. 182, p. 378–381; Elias von Steinmeyer, *Die kleineren althochdeutschen Sprachdenkmäler*, Berlin, 1916, pp. 305–308 (No. 40)) については Werner, “MISSUS-MARCHIO-COMES,” pp. 199 n. 27; Mordek, *Bibliotheca*, pp. 734–738; Ruth Schmidt-Wiegand, *Trierer Capitulare*, in: *Verfasserlexikon*, 2nd ed., vol. 9 (1995), coll. 1040f.; MGH Ansegis, p. 368f. を参照。 *Exortatio ad plebem christianam* (Steinmeyer, *Sprachdenkmäler*, pp. 49–54 (No. 9)) については Rosamond McKitterick, *The Frankish Church and the Carolingian Reforms, 789–895*, London, 1977, pp. 86 and 194f. with n. 1; Cyril Edwards, “German vernacular literature: a survey,” in *Carolingian Culture: emulation and innovation*, ed. Rosamond McKitterick, Cambridge, 1994, pp. 141–170, p. 146; Stefan Esders and Heike Johanna Mierau, *Der althochdeutsche Klerikereid. Bischöfliche Diözesangewalt, kirchliches Benefizialwesen und volkssprachliche Rechtspraxis im frühmittelalterlichen Baiern*, MGH Studien und Texte 28, Hanover, 2000, p. 184; Hans J. Hummer, *Politics and power in early medieval Europe: Alsace and the Frankish Realm, 600–1000*, Cambridge Studies in Medieval Life and Thought, 4th series, Cambridge, 2005, p. 135 を参照。

53 筆者は「カピトゥラリア」のカテゴリに入れられるあらゆるテキストにおいて正確な文面の意義を否定しようとするものではない。例えばミッスが彼のミッサティカ内の住民から君主への忠誠宣誓を取りつける際、宣誓者はミッスが携行した書式の文言を厳密になぞって宣誓する必要があった。Becher, *Eid*, esp. pp. 78ff. を参照。研究集会におけるシュテファン・エスダース教授のコメントに、この場を借りてお礼申し上げる。

54 テキストの受取手が自らに都合がよいよう書き換えねつ造するという「サボタージュ」の可能性があったことは否定できない。Detlev Zimpel, “Unliebsame Herrscher-Erlasse im Frankenreich. Über die Sabotage von Kapitularien,” in *Scientia veritatis. Festschrift für Hubert Mordek zum 65. Geburtstag*, ed. Oliber Münch and Thomas Zotz, Ostfildern, 2004, pp. 127–136 を参照。ただし同論文での彼の議論は必ずしも常に説得的なものではない。この点において筆者はシュミッツ教授の上記講演における同論文への詳細なコメントに負うところが大きい。また Steffen Patzold, *Episcopus. Wissen über Bischöfe im Frankenreich des späten 8. bis frühen 10. Jahrhunderts*, *Mittelalter-Forschungen* 25, Ostfildern, 2008, pp. 62 n. 83 も参照。

55 Hubert Mordek and Gerhard Schmitz, “Neue Kapitularien und Kapitulariensammlungen,” *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 43 (1987), pp. 361–439, here pp. 414–423 with footnotes.

56 *Ibid.*, pp. 377f. を参照。

57 J. F. Böhmer, *Regesta imperii, I. Die Regesten des Kaiserreichs unter den Karolingern 751–918*, vol. 1, newly redacted by Engelbert Mühlbacher, 3rd. ed., Hildesheim 1966, No. 479a–b.

816年の大司教宛回状⁵⁸や825年の「王国全職階への訓戒⁵⁹」に見られるように、正確に書かれた真正の規範テキストの作成・配布にこだわるようになったのは、上で述べたような父帝の懸念を目の当たりにしたことと無関係ではないかもしれない。ともあれルイのミッシが派遣にあたり携えたカピトゥラリアは、前代に比べ詳細かつ明確に書き記されるようになる。王国統治におけるミッシの利用がもっともシステムティックになったのもまたルイの治世であった。それは例えば825年ミッサティカが教会管区の単位に基づきつつ体系的に設置されたことにも見て取ることができる⁶⁰。

しかしながら、正しく書かれた規範テキストを作成・配布することのみが、「カピトゥラリア」とミッシを通じた統治が効果的かつ円滑に実施されることを保証したわけではない。そのような規範テキストをどのように用いるべきか、ミッシ・ドミニキがよく理解している必要があった。アキテーヌにおけるとある俗人身分のミッスが「一般訓令」および「ミッシのためのカピトゥラリア2篇」から抜粋集を作成しているが、その際の条項の選抜基準は、彼が王から（全権でないにせよ）権限を委譲された王権の代行者としての自身の権能を如何に理解していたかを反映している⁶¹。857年ブルグントにおけるシャルル禿頭王のミッスが、同年のキエルジー王国集会での決議に基づく「カピトゥラリア」に加えて、略奪者対策として作成されたカピトゥラ集成を受け取った際、これらを地方集会において周知せしめるにあたって彼はいくつかの条項を抜粋した上で自分の言葉に置き直している⁶²。結局のところ、代理人を通じた国王支配は、彼らの資質と能力に大きく左右されざるを得なかった。それゆえに「誠実」かつ「有能な」ミッシが常に求められたのである。

58 MGH Conc. 2, 1, No. 39, p. 458.

59 MGH Capit. 1, No. 150, c. 26, p. 307 = MGH Ansegis 2, 24, pp. 540f.

60 MGH Capit. 1, No. 151, c. 1, p. 308 = MGH Ansegis 2, 25, pp. 541–545. この体系的なミッサティカ区分ならびにアキテーヌおよびバイエルンのミッサティカ・システムからの明確な除外は、825年頃に隆盛を迎えたフランク帝国における階層的政治秩序に関する観念と関わるものである。すなわち各人がその *locus* と *ordo* にしたがって国王支配の一端に関与し、そうすることで君主のミニステリウム的一端を担わなくてはならないというものである。この思考の枠組みの中では、アキテーヌおよびバイエルンにおいては皇帝の息子たち、ピピンとルートヴィヒが皇帝の代理人として統治の任を担うものとされたため、同じく君主の代理人たるミッシのためのミッサティカが設置される必要はなかった。Olivier Guillot, “Une ordination méconnue: le capitulaire de 823–825,” in *Arcana imperii (IV^e–XI^e siècle). Recueil d’articles, Cahiers de l’Institut d’Anthropologie Juridique* 10, Limoges, 2003, pp. 371–408; Olivier Guillot, “L’exhortation au partage des responsabilités entre l’empereur, l’épiscopat et les autres sujets vers le milieu du règne de Louis le Pieux,” in *Arcana imperii*, pp. 409–430; Brigitte Kasten, *Königssöhne und Königsherrschaft. Untersuchungen zur Teilhabe am Reich in der Merowinger- und Karolingerzeit*, Schriften der MGH 44, Hanover, 1997, pp. 137f., 178–187; Patzold, *Episcopus*, pp. 140ff. を参照。しかし825年の区分が、再興されて間もない管区大司教制度の枠組みと、人的にも地理的にも完全には一致していないことにもまた注意を払う必要がある。カロリング期の管区大司教制度については Daniel Carlo Pangerl, *Die Metropolitanverfassung des karolingischen Frankenreiches*, MGH Schriften 63, Hanover, 2011 を参照。

61 Martin Gravel, “Du rôle des *missi* impériaux dans la supervision de la vie chrétienne. Témoignage d’une collection de capitulaires du début du IX^e siècle,” *Memini. Travaux et documents* 11 (2007), pp. 61–92. 論考のコピーを送ってくださったマルタン・グラヴェル博士にこの場を借りてお礼申し上げる。

62 *Die Konzilien der karolingischen Teilreiche 843–859*, ed. Wilfried Hartmann, Hanover, 1984, No. 38 (a. 857) Anhang, pp. 397f.